

記

一 共働者側

- (1) 従業員中一八名入十二名アリ外一全場日本本社ト連絡ヲ有ス
レ者アノエノノ如ク日々激化セリ
- (2) 九月三日夜争議團ヲ編成シ團長大場六平、副團長加藤忠一
トシ資金ヲ各人ヨリ武内宛徴収ス
- (3) 争議團ハ九月四日深川區千田町二八一番地團長大場六平ニ本
部ヲ設ケ聲明書及ビラ數種ヲ發行關係先ハ配布ス
- (4) 争議團並ニ争議援委員會、名ヲ以テ静岡縣改名郡所在本社
宛各種ノビラ、ニユーラス等ヲ發送セリ（内容省略）
- (5) 九月十八日争議團員六名ハ會社側ヨリ十六日發送セル解雇通
知ヲ取纏メテ返戻ス
- (6) 染谷外四名、争議團代表ハ静岡縣下所在本社並ニ各重役訪問
、約九月十九日去來シ本社ニ於テ交渉ヲ行シ内三名ハ二十

日 静岡縣警署ニ來テ、警察官ニ對シテ、本社員ノ去來及
解決促進ヲ希望シ、何レモ二十三日歸郷セリ

一 事業主側

- (1) 事業主側ニ在リテハ、残職工二十九名アルヲ以テ事業ヲ繼續
シ居リ別ニ痛痺ヲ感セザレド交渉ニ於テハ頗ル強硬ナル態
度ヲ持シ居レリ
 - (2) 九月七日ノ會見ヲ書面ニテ拒絶シ中西支店長ハ静岡縣下ナ
レ本店へ出張セリ
 - (3) 事業主ハ九月十六日争議参加従業員ニ對シ書留ヲ以テ解雇
通知ヲ發送ス
 - (4) 静岡縣所在ノ本社ハ争議團員、下靜争議ノ激化ヲ見テ坐視
シ難ク遂ニ専断一名ハ上京シ解決ノ術ニ當ルニ至レリ
- 一 交渉状況
- (1) 九月四日組合代表、天満、染谷、奥野、三名ハ従業員十八